



写

令和2年6月26日

福島地方労働審議会

会長 藤野 美都子 殿

福島地方労働審議会

福島県電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業最低工賃専門部会
部会長 藤野 美都子

福島県電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス
製造業最低工賃の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和2年5月20日、福島地方労働審議会において付託された福島県電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業最低工賃の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益委員

部会長 部会長代理
藤野 美都子 久保木 光治 伊藤 利行

家内労働者委員

阿部 薫 塩澤 基 松原 喜憲

委託者委員

石井 浩 佐藤 卓也 高橋 美子

写

別 紙

福島県電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業最低工賃を次のとおり改正決定すること。

1 適用する家内労働者

福島県の区域内で電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業に係る業務に従事する家内労働者

2 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3 最低工賃額

別表のとおり

4 効力発生の日

令和2年9月1日

写

福島県電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業最低工賃

別 表

対象業務	内 容	金額
コネクター差し	電線の端末に取り付けられた端子をコネクターに差し込むことをいう。	1端子につき32銭

(備考)コネクターとは接続子であり、コネクター差しは、カプラー差し又はハウジング入れとも呼ばれ、これら全てを含むものである。